

社会学的分析対象としての「排除」

～「構築主義」的視点の可能性～

水津 嘉克

理論的考察が、多くの場合その対象を理論的に設定することによって初めて可能になるとするならば、「排除」について論じるということは、何が「排除」であるのかについて語ることの必要性を意味する。すると、まず最初に我々は、社会学はどのような立場からある関係性を問題対象として特定し論じることができるのか、について議論しておかなければならないということになる。それは、社会学は果してそのような資格を持つのかという問へとつながっていくはずである。本稿では、これまでの差別や偏見をめぐる論議が、ある意味で与件のものとしてきたこの問題に関して、一つの試論を提示することをその目的とする。

1 序

——ドイツ政府が、ユダヤ人に強制した、あのみっともない「黄色の星」について人々が憤慨したのはもっともである。……あまりなことに、人々は、この様なしるしをつけられた不幸な人々に、注意深い思いやりを向けようと、あらゆる手段を講じた。しかし、出逢ったユダヤ人に、帽子をぬぐということをおる善意の人々が考えだしたところ、ユダヤ人は、そうした挨拶が、非常につらいものであると言明した。彼等は、同情のこもったまなざしでじっと見つめられると、自分が物品にかえられたように思うというのである [Sartre, 1954=1956, pp.91-92]

「排除」は、我々の日常生活の様々な場面において生じている。例えば、街中で、深刻な身

体的障害を持つ人を見かけたとき、思わず目を逸してしまったりすること。あるいは、それまで普通につき合っていた人が同性愛者であると解ったとたん、会話が妙にぎくしゃくしてしまう事はないだろうか。これらの行為を、差別的な思想の現れであるなどといえれば言い過ぎであろう。むしろ、何気ない出来事なのである。

これまで、多くの議論が差別や偏見に関して積み上げられてきた。しかし、それらはいずれもその原因を「誤った思想」や「社会化」の結果であると、差別や偏見は正しい政治体制のもとで、正しい思想を獲得し、人間的な教育が行なわれることによってなくなっていくものとみなしてきた。我々は、正しい規範と道徳を自分のものとすることによって、差別や偏見のない世界を手に入れることができるという訳である*1。

しかしながら、今日「差別や偏見は正しいことですか」と尋ねられて、肯定的な答をする人はむしろ少数であるにもかかわらず、部落差別

や精神病患者の地域への受け入れへの抵抗は相変わらず根強く残存している*²。従って、いまそれを思想や道徳の問題として社会学の言葉で語ったとしても我々の得るところは多くはない。むしろそれらは、我々自身が当事者となり、日常生活の中での実践として対処しなければならないその場面でこそ現われてきているのではないだろうか。そして、排除する側にとっては何気ないそれら日常的な行為（例えば、なんとなく視線を逸すような行為）が、その対象となる人々にとっては、しばしばその存在の根源を脅かすような耐え難い出来事になるのである。我々は、この様な日常的な相互作用場面で生じる差別的行為を「排除」、「排除する—される」関係としてとらえたいと思う。社会学は、その中に生じている日常的な知としての「排除のメカニズム」こそを、その論議の対象としていかななくてはならない。

ところで、「排除」について論じるということは、何が「排除」であるのかについて語ることをも意味する。我々は、まず最初に社会学はどの様な立場から、ある関係性を問題対象として特定し（「排除」であるかないかを決定し）、論じることができるのかについて議論しておかなければならないだろう。それは、社会学は果してそのような資格を持つのかという問へとつながっていくはずである。

本稿では、これまでの差別や偏見をめぐる論議が、ある意味で括弧にいれてきたともいえるこの問題に関して、近年「構築主義」と呼ばれる人々によって提示されてきた一連の議論に依拠しながら、一つの試論を提示することをその目的とする。

2 従来のアプローチ

それでは純粋に相互作用場面からだけで、「排除」を定義づけることができるであろうか。これに対する、否定的な例は比較的簡単に思い描くことができる。例えば、純粋に一对一の相互作用のなかで「排除する—される」という関係は生じ得ない。そこには、好き・嫌いあるいは馬があう・あわないという関係を認めることはできるが、「排除する—される」という関係性を見ることはできないのである。両者の背後にある様々な社会的関係——例えば組合員と非組合員——を想定してはじめて我々はそこにある社会的関係が生じているのを見ることができよう。相互作用場面での「排除する—される」類型の帰納的分析も、我々は「本来あるべき相互作用」の諸形式というものを、暗黙の内に想定して初めて「排除ではない」相互作用と区別することができるのである。したがって、「排除する—される」という関係が、相互作用場面において創出され維持されているということは確かだとしても、そのミクロな関係性の内部にのみ定位して分析対象としての「排除」の定義づけを行なうことは不可能であるといえることができる。

それでは、これまで社会学の分野において、この種の対象について論じる時どの様なアプローチがされてきたのであろうか。その一つは、「排除」という現象、その対象となった人々の人間的な尊厳・権利を損なう社会現象が存在することを与件のものとし、その改善・解決を目標として社会学的な研究を行なうものである。多くの差別問題に対する社会学的なアプローチは、これに含まれるといえることができる。

この方法においては、その前提がゆえに定義論レベルでの問題は起こり得ない。対象は与件のものであり、その学問的目標も同様である。

社会学者は方法上の価値中立性に関して注意すればよいのである。上記のような立場は、ある種の現実に対する批判理論として鋭い切口を持っており、既に多くの社会学的な成果を挙げてきている。しかし、これらの議論は次のような点で一定の限界を持つことも確かではないだろうか。

先にも述べたように、現代社会において差別・偏見をよしとする人はほとんどいないであろう。しかし、一方で日常的な様々な場面でのその根強い残存を訴え続ける人がいる。すなわち、何が「排除」（日常的な場面で生じる差別的行為）なのかについて自体が、相争われているという現実がそこに生じているのである。上記の議論の中では、この点を社会学的な議論の中にとらえることはできない。『ある種の「排除」がある』ということ自体が当の社会学者によって与件のものとされるからである。我々が、日常生活の中で生じる「排除」について論じようとするならば、すなわち「排除する側にとっては、ある対象を排除しているという認識自体が欠如しているかもしれない状況」を扱おうとするならば、我々はそれを問題化することができる視点を持たなくてはならない。

また、我々が様々な「排除」という現象に通底するメカニズムや日常的な関係性の運用について語ろうとする場合も、上記のような立場に依拠することはできない。その場合、その議論は特定の排除現象を分析の対象としているのではないのであり、そうである以上議論の対象の設定は別個に必要とされるからである。

我々は、本稿において、社会問題論（逸脱行動論も含む）の分野で試みられてきた方法を取りあげ、対象設定自体の枠組みを社会的に論じる事を試みてみたいと思う。先にも触れたように、それが「排除」であるか否かそれ自体が問われるような、しかしながら「排除される側」

にとっては強烈な力をもってせまって来るような現実があるとするならば、我々は定義レベルでの問題をこの方向性において論じることが必要であると思われる。

ここでは、これを「構築主義的アプローチに基づく社会問題の社会学」（以後「構築主義アプローチ」と便宜的によんでおく）という立場をとる一連の社会学者によって主張されている議論を取入れながらおこないたいと思う。これに従えば「排除する－される」という関係は、なんらかの社会的な主体によるクレームが行なわれることによって初めて「排除する－される」と想定される関係として、社会学の分析対象となってくるのである。

3 構築主義アプローチ

【従来の社会問題論に対する批判】

「社会問題」と想定される対象を扱う社会学の領域としては、「社会病理学」や「社会問題論」などという呼び名がこれまで使用されてきた。この二つの領域は必ずしも明確な学問的区分がなされてきたわけではなく、「<社会問題>と<社会病理>とは曖昧な境界線上にたたされてきた」[三谷、1988]のである。

「社会問題の社会学（における構築主義アプローチ）」を提唱する人々は、これら従来の意味での「社会問題論」や「社会病理学」を次の点で批判する。

(1) まず構築主義の議論は、従来のこの領域の社会学理論の多く、そしてそれを手段として用いる社会学者が、「社会問題」と呼べる社会的現象を捜しだし、それを指定する能力を（社会学が）持つと考えてきた点を批判する。例えばマートンは、社会問題を「基本的には、

実態そのものと人々がこうあるべきであると考えたものとの間にかなり大きな食い違いが存在するとき、社会問題が存在する」と論じた。彼は、社会的な道徳基準が社会問題を定義づける、というような単純な視点からは自由になっていたのである。にもかかわらず「こうあるべきである」と考える人々とは社会のどの様な部分の人々であるかという問いに対しては、その議論の歯切れは悪くなる。そして、社会的に多くの人々がまだ気づいていないこの「ずれ」（潜在的な社会問題）を発見することが、社会学者の使命であるとするのである [Merton, 1966=1969]。

(2) 次にこの立場の人々は、「社会問題が社会において客観的に定義づけられる状況のなかに存在する」という主張を注意深く退ける*³。この様な主張は、「社会問題に対する社会学」を科学たらんと標榜する人々によって、「社会解体論」と呼ばれる領域において主張されてきた。しかし、これに対する反論は、少なくとも定義レベルでの問題について次のことを考えれば十分であろう。すなわち、十年前にセクシャル・ハラメントは果して、客観的にみて社会問題として存在しなかったのか否かという問いである。

(3) 最後に、「構築主義アプローチ」論者は、「社会問題論」や「社会病理学」のなかに前提とされている「社会問題に対する研究から導き出された結果は、社会問題に対してなんらかの治療的な役割を果たすことができる」という暗黙の仮定を否定する。例えばある社会病理学者によれば、スラムやドヤは「都市社会不適合者や転落者のたまり場」であり「逸脱者や犯罪者などの反社会的・非社会的存在者の隠れ場」であり。そこは「退廃・悪徳・犯罪など都市の発展にともなう全ての病理現象が集中する」場所であると主張される [土田, 1988]。彼らはスラムやドヤをこう表現することによって、

それが改善され治療されるべき現象であることを暗黙のうちに前提としているのである。

【新しいアプローチ（構築主義アプローチ）】

これらの批判に基づいて「構築主義アプローチ」論者たちは、次のような立場をとる。彼らは、『社会問題とは——のような状態である』という形をとる社会問題の定義を「概念上及び方法論上の袋小路」につながるとして放棄し、それを定義するにあたって「社会のメンバーが、ある想定された状態を社会問題と定義する過程」に焦点を合わせる事を主張するのである。その結果引き出されてくる社会問題の分析的な定義は次のようなものになる。

社会問題は、なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動であると定義づけられる。ある状態を根絶し、改善し、あるいはそれ以外の形で改変する必要があると主張する活動の組織化が社会問題の発生を条件づける。社会問題の理論の中心課題は、クレーム申し立て活動とそれに反応する活動の発生や性質、持続について説明することである。 [Kitsuse & Spector, 1977=1990]。

つまり、彼らは「社会問題」を、その客観的な（と社会学者が主張する）属性によって定義づけることを拒否し、次の二つの視点にたって「社会問題の社会学」を展開することを主張する。(1) それをあくまでも社会的相互作用過程における主観主義的な産物であると見なし主観主義的定義>、(2) その生成、発展あるいは消滅の過程を分析することを主張するのである<自然史モデル>*⁴。

ここで取り上げることになるのは、前者の定

義の問題である。彼らの問は、定義レベルでの対象設定を与件のものとし、という点で我々の課題とパラレルであるといえることができるからである。

【主観主義的定義】

彼らは、従来の社会問題論に対する批判で論じたように、社会問題の社会学における「客観的」定義づけの可能性を完全に否定する（少なくとも彼らの理論内の議論においてはであるが）。そして、価値葛藤理論（conflict theory）の視点を採用し、それがあくまで主観的な産物であることを主張する

——第一に、社会問題はそれが社会のなかでどの様に知覚され、定義づけられるかということになかに存するのであり、明確な客観的構造を持った客観的状態ではないのである [Blumer, 1971]。

この点に関する議論は、構築論者と言われる人々の間でも若干のズレが存在するが [Schneider, 1985]、これを徹底させたものが上記のキツセによる定義であるといえることができる。

われわれは、状態の理論ではなく、クレーム申し立て活動の理論を築き上げることに関心があるのだ。——状態への考察への後戻りを防ぐために、状態そのものの存在さえも、社会問題の分析にとって関わりのない外的なものと考えたい。——想定された状態が完全なでっち上げ—嘘—であったとしても、その申し立てを受けた人々がみずから分析を開始し、それがでっち上げであることを発見しない限り、その状態の真偽について我々は非決定の立場をとり続ける。

[Kitsuse & Spector, 1977=1990]

またこの視点に立つことにより、用語上の問題に関して自動的に次のような立場をとることになるだろう。すなわち、我々が社会学的分析の対象とするのは、ある社会的主体によって存在すると「想定された」あるいは「申し立てられた (alleged)」事象である [Rains, 1975, Kitsuse, 1964, 1977]。この事は、後で触れるように「排除される」対象について、その社会的に想定された属性を与件のものとせずに議論を進めるにおいて重要な指摘であり、相互作用レベルでの分析を徹底させる上でも有益であると考えられる（この点に関しては、後でもう一度論じる）。

我々は、「排除する—される」という関係を、上記の意味での社会問題の一部としてとらえることによって、その関係のある状態であるというよりは、集団と集団、集団と個人あるいは個人と個人の間を生じる社会的な過程であるとみる立場をとることが可能になると考える。この視点をとるならば、「排除する—される」と想定される社会的関係は、「排除されている」と想定される側が、それによって生じていると想定される不利益の改善のためになんらかのクレーム申し立てを行なうことによって、初めて「社会学的な分析対象として」認められることになるのである。

4 分析上のメリット

このような立場をとることによって、我々は「排除」を議論する上でどのような利点を得ることができるのであろう。まず、これによってとらえることが可能になる（対象を与件とするこ

とによってはとらえることができなかった)「排除」現象の二つの側面について簡単に論じてみる。これは、先にも触れたように「排除する側にとっては、ある対象を排除しているという認識自体が欠如しているかもしれない状況」を扱う視点を確保することにつながるはずである。

【成員資格とクレイムの正当性】

我々はクレイムを通して「排除」を定義づける事により、「排除」に関する「クレイム」が常に成員資格の問題と関連して論じられるであろうことを分析する視角を確保することができるはずである。

坂本は、差別を社会現象ととらえる視点に基づいて次のように定義づけている

差別とは、成員のカテゴリー間の同一性にかかわる正当性の基準に基づいて告発された事象である [坂本、1986, p31]。

これは、「排除するーされる」という関係についても同様に当てはめることができる。「排除」は、しばしば「ただ区別をしているにすぎないのだ」という主張によって正当化を図られる。区別するとは、「区別」を主張する主体 a が、対象 b は a とは異なる成員カテゴリーに属していると主張することである。したがって、対象 b は、a が持つ成員資格に属する権利や利益の配分を求める資格がないとされるのである。例えば、B家の息子である b 夫が隣家の A 家について、A家の娘である a 子と同じ権利を主張する事(学費の請求や食事の用意)はできない。彼は、A家の成員ではないのであり、a 子と同じ扱いを受けなかったとしてもそれは排除ではないということになる。

コーザー・L・Aは「闘争」を相互作用過程

において生成するものとして分析するなかで、「正当性」の問題について触れているが、「闘争」をクレイムに引き続いて起こる相互作用過程とみなすならば、彼の指摘は我々の問題にも同様に当てはまるものであると考えられる。

正当性は決定的に重要な媒介変数である。それなくしては、特権や権利の不平等な分配から生じる敵意の感情が実際に闘争に通じるかどうかを予測することは不可能である。

多くの特権を付与された集団と、わずかな特権しか与えられていない集団との間に社会闘争が生起する以前に、——わずかな特権しか与えられていない集団は、まずみずからが本当に消極的特権しか与えられていないという自覚を高めなければならない [Coser, 1956=1978, p.36]。

したがって、「排除されている」としてクレイムを行なうためには、「排除されている側」と「排除している側」が同一の成員カテゴリー(抽象レベルの高いものでもよい)に含まれており、共通する成員資格を有する、ということが前提となる。「排除」に関するクレイムは、個々の排除の状況の告発とともに、メタレベルにおいて「成員資格の同一性と、それに基づいたあるべき行為、権利、あるいは保証されるべき相互作用の諸形式の正当性の主張」をともなっているのである。

【クレイム達成目標としての「排除」～それに付随する諸問題～】

さらに、我々は上記の分析と関連して、「排除」という社会現象自体が、それが「排除」で

あるかどうか常に争われているという側面を持っている事を捉えることができる〔坂本、1986, p31〕。この事を、分析の視点を相互作用場面に限定して論じてみよう。

相互作用場面における排除は、積極的な排除から包摂的排除まで様々な位相において生じる可能性があると思われるが*⁵、その基本的な性格は、本来は相互作用を維持する上で守られるべきである様々な「状況的な規範」が一方的に破棄されるということである。すなわち、ある種のカテゴリー<=逸脱(排除対象)カテゴリー>*⁶を付与された対象に対しては、相互作用上における「状況的な規範」を守る必要がない、という『二次的な状況規範』が生じているのである*⁷。

したがって、相互作用場面における「排除」へのクレームは、この「状況的な規範の一方的な破棄」に対するクレームとなるはずである*⁸。しかし、ここで成員資格に基づく次のような状況が生じるのである。

バーガー・luckマンが論じたように、ある社会・共同体のメンバーであるということは、この日常的な知識としての類型化図式を、社会との弁証法的な関係の中で内面化しているということであった。したがって様々な、逸脱(排除対象)カテゴリーとそれに対する『二次的な状況的な規範』は、類型化図式としてある社会・集団の間に日常的な知識として共有されているということができる〔Berger & Luckmann, 1967=1986, Schutz, 1962=1983〕。一方先の定義によれば、クレームするとは成員としての同一性主張をメタレベルにおいて行なうことを意味していた。ところがその成員性は、他方で「排除」に対してクレームを行なっている側が、同時に、彼への排除を生み出す<方法>として成員間に共有されている、『状況的な規範』(あ

るいはその源泉となっている<知識>)をも共有している可能性を持つことを意味するのである。また、このような『状況的な規範』に関する<知識>を内面化しているからこそ、「排除されている」という状況を認知できるということもできる。

したがって、ある相互作用場面における排除を告発する際に、成員性に基づく「規範」に準拠することのみでは、それを達成することはできない。それは、自分自身が排除されていることを正当化してしまう可能性を持つ。したがって、彼が成員資格の保有を主張すると同時に、彼のこうむっている「排除する-される」という関係を告発するためには、同じように成員間で共有されている、より抽象度の高い規範に準拠する事によって行なわれなければならないのである*⁹。

それは、様々な方法を用いて、「抽象的規範」に対する成員間の認識を活性化させることによって達成される。例えば、産後の長期の休暇の後に職場内で、「排除」的な対応を受けるようになってしまった女性は、「能率性」に関する職場内での規範を自らのなかにも持ちながら、その「能率性」に依拠した「排除」を告発しなければならない。その場合、彼女は「男女の平等」や「人間としての尊厳」など、より抽象度の高い規範に依拠し、それを活性化させることによって、自らのクレームを達成しようとするであろう。

坂本の表現を借りるならば、「排除」は、『状況的な規範』と「抽象的規範」の間に生じるズレに対するクレームによって定義づけられるのである。したがって、それは本質的に相争われる側面を持つ。セクシャル・ハラスメントは、フェミニズムの論議が様々な社会的な側面(制度的側面、あるいはマスメディア)において、

この「規範」間のズレをめぐる議論を活性化させることに成功することによって告発可能になったのである。

このような視点にたつて「排除」をみることによって、我々は次のような事実に対しても議論の足場を確保することが可能になる。その一つは、ある「排除」に反対している主体が、新たな排除を生みだしてしまう可能性である*¹⁰。日常生活世界における様々な知識は、必ずしも相互に論理的に関係づけられているわけではない。「状況的規範」と「抽象的規範」のズレが生じる余地もここあるということが出来る。これは、同時にある特定の「排除」すなわち規範間のズレに対する告発が、必ずしも他の「排除」に対する告発にはつながらないという現実にも説明を与えることになる。

さらに、クレームをするという作業は、排除に関して次のような逆説的状况を生み出す可能性を持つ。すなわち、「状況的な規範」と「抽象的な規範」とのズレを告発することによって、そのズレを引き起こしている類型化図式、逸脱（排除対象）カテゴリーを明示化することになるということである。例えばユダヤ人差別にたいしてクレームを行なうものは、あるゆる状況において自らのユダヤ人性というものを意識せざる得ないところに自分を位置づけなければならぬということになる。もちろん、それは乗り越えられべきものであるかもしれない。しかし、それは、「告発する側」がクレームの際に直面しなければいけないこの問題を無視してもよいという理由にはならない。レイベリング理論が看破していたように、ある状況のもとでは人間は「ラベル」や「スティグマ」を受け入れることの方が、ましな選択であると思えるかもしれないのであり、その様な状況自体が「排除」現象の維持のメカニズムの一つとなっている可能

性があるからである。

——この押しつけられたユダヤ人像と対決し、その真と偽を見きわめようと試みるには、わたしはまず、それを考慮にいれざるを得なかった。更に言えば、やろうと思えば、私は何回でもこれらの像を粉々に打ち砕き、勝利を得ることができるとしても、私は、やはり相変わらずそれらの像を考慮にいれ続けなければならないことを知っていた。というのも、それはちょうど、闘牛に向けられる盲目的な憎しみと愚かさのように、常に私の傍らに存在するからだ。いずれにせよ、私は自分の人生を、これらの像に対応して築き上げなければならなかった [Memmi, 1962=1980, p.104]。

次に、「排除」をクレームによって定義づける事により、従来「排除現象を扱う社会学」に対して突きつけられた二つの深刻な批判に対して、我々は一定のスタンスを表明することが可能になると考える。それは、「カテゴリーの与件性の問題」と「主体性の問題」である。

【カテゴリーの与件性の問題】

これまで、社会的に排除される対象を、社会学的な分析の対象として取り上げてきた領域の一つに、逸脱行動論の分野がある。その中でも、レイベリング論の議論は、逸脱を社会的相互作用のレベルでとらえようとしてきたのであり、本稿での我々の議論の背景の一つになっている。

レイベリング論は先にも論じたように、それまでの社会学者が無批判に用いてきた「逸脱者」という社会的カテゴリーが、一定の共有された規範・価値に基づいた政治的な産物であるとい

うことを指摘するのに一定の役割を果たした [Becker, 1963=1978, pp.28-29, Berger & Luckmann, 1967=1986, p.184]。しかし、そのレイベリング論も定義論のレベルにおいては、その逸脱カテゴリーを与件のものとしているのではないかという批判が多くの論者から出されている。レイベリング論は、自らの分析対象として精神病患者や同性愛者を与件のものとして選択している点に関しては、彼らが批判してきたそれまでの治療主義的な社会学者や世間一般の人々と変わることはない、という批判である [Waren and Johnson, 1972]。

また、定義レベルにおいて対象を与件のものとするということは、対象に対してある逸脱（排除対象）カテゴリーを付与する作業が成功したものを分析対象として選択し、それが社会的に確定された時点から遡及的に分析を行なっているにすぎないことを意味する [Rains, 1975, Lynch, 1983]。これは、我々が日常的に行なっている対象認識と変わるところがない。すなわち、ラベルの付与に関する恣意性の問題は指摘しても、ラベルの生成過程自体を問題視する議論が欠落しているのである。

さらに、逸脱（排除対象）カテゴリーを与件のものとして論じることは、社会学者自身がその再生産に意図せずして寄与する危険性を常に伴っているのである。社会的に「排除」される対象を扱おうとする社会学（者）にとって、これらの批判はいずれも深刻な問を投げかけているのである。

我々は、クレイムによって対象を定義づける事により、これら諸批判に対する一つの立場を提示することが可能になるのではないかと考える。我々は、このカテゴリー（本稿の場合には「排除される対象としてのカテゴリー」）自体が社会的相互作用の過程のなかで表われてくる

という立場をとる。すなわちこのカテゴリー自体が、「排除される側（する側）」からのクレイムによって初めてその相互作用の産物、あるいは政治的な争点として社会学的な分析の対象となってくると考えるのである*¹¹。

【主体性の問題】

社会学の抱える課題の一つとして、行為者の主体性の問題を考えることができる*¹²。逸脱行動論の分野に関していうならば、行為者の主体性に関して、次のようにそのスタンスを変えながら変遷してきた。

逸脱的行動に対する学問的アプローチは、ロンブローゾの「生物学的決定論」にみられるようなもっとも古典的な生物学的決定論（宿命論）から始まった。それに対する社会学的アプローチが可能になるには、西洋古典主義的なすなわち「自由意志と完全な責任能力」に基づいて完全に主体的に行為を選択するような人間観の登場を待たなくてはならない。さらに、社会学における基本的な命題の一つである「社会的に決定される」人間観が登場して初めて、「逸脱的」とであると想定される「行為」あるいは「行為者」に対する社会学的なアプローチが可能になったのである。

「文化学習理論」のなかでは、「逸脱的行為者」は「逸脱的」文化を持つサブ・グループのなかでの社会化の結果として説明され、マートンらによる「緊張理論」のなかでは、彼らは社会によって要求される「文化的目標」と「制度的手段」との不整合性の結果として、あるいは現代的な「役割葛藤」の結果として生み出されるものであると説明された。これらの議論は、いずれも因果連関による社会的決定論であるといえる。すなわち、スラムに生まれた子供は逸脱的文化によって社会化され必然的

に非行に走るのである。レイベリング論は、その社会学的な逸脱分析を相互作用のレベルで可能にしたことによって、これら単純な社会決定論にたいするアンチテーゼであったといえることができる。

しかし、レイベリング論は「逸脱はレイベリングの結果である」という面を強調するという点においては、ある意味でより徹底した「社会決定論」に陥る可能性を持つ。すなわち、レイベリング理論では、逸脱カテゴリーを付与された対象からの、それに対する主体的な意味づけ、そしてそれに基づく反作用の可能性が事前に排除されている、という批判である [Gibbs and Erikson, 1975]。ラベルを付与された対象は、そのようなカテゴリーの付与に反対するかもしれないし、自らに向けられた逸脱（排除対象）カテゴリー自体に反対し、異なった意味づけを行なうかも知れないのである [宝月、1979 他]。我々は、「排除」現象に対して上記のような定義づけを行なうことにより、逸脱（排除対象）カテゴリーを付与された側からのそれに対する反作用、あるいは主体的な意味づけを分析対象として認めることが可能になると考える。しかし、その分析の方法・分析枠組み自体は別に設定しなくてはならない。

また、このように排除対象側の主体性に最大限の注意を払うということは、同時に排除対象側が、常に新たな排除を生み出す可能性を持つことに対する視点を確保していることにもなるのである。

【マクロな相互作用分析の可能性】

最後に、「排除」をクレイムによって定義づける事により、これまで「排除」現象に対して論じられることが少なかった一つの新たな領域を議論の対象とすることが可能になる。その一

つは、直接先の議論に関連することであるが、「排除」に対する「クレイム」の過程自体を、マクロな相互作用過程として社会学的な分析の対象とすることができるということである*¹³。

例えば我々は、ゲイ解放組織によってアメリカ精神医学会に対して行なわれた、「同性愛に対する精神医学の学術用語」に対するクレイムと、それに基づく様々な運動を、ある排除をめぐるマクロな社会的相互作用過程として分析の対象とし得るかも知れない。その過程の中では、クレイム側、被クレイム側が様々な価値（規範）を活性化し、様々な社会的資源（マスメディアや政治的権力）を用いることによって、目的の達成や利害の確保を図ろうとするだろう。あるいは、反クレイムを唱える第三者的な主体（例えばカトリック協会）がその過程に加わるかも知れない、彼らは独自の価値（規範）を用いて、また別の利害（カトリック勢力の再興）に基づいて問題をまったく異なった方向に導こうとするかも知れないのである。

こうしたマクロな過程に対する分析は、排除的現象に伴うまったく異なる側面を我々に提示する。例えばベッカーは、マリファナ税法をこのような視点から分析することによって、反マリファナ的な法律の制度化が、その有害性あるいはなんらかの価値観から生まれたと言うよりは、実はアメリカ政府内のセクショナリズムの産物であるとする議論を提示した [Becker, 1963=1978, pp.197-210]。また、一見同性愛の社会権を主張しているかに見える、一部の外科医による「性転換手術」の合法化の運動は、実は二元論的な性イデオロギーの維持に寄与しており、反同性愛的な政治的役割を果たしているかも知れないのである [Billings and Urban, 1982]。

このような視点をとることによって、上記のよ

うな社会問題の定義過程の分析が、運動論とりわけ資源動員論の持つ視点と近似したものになってくることに我々は気がつくであろう。実際、構築主義と資源動員論との異同については既に様々な議論が積み上げられてきている[Troyer, 1989, 中河、1990]。相互の接合を図る動きもあり、両者はこれから相互に影響を与えあっていくものと思われる。

5 クレームと社会学者～構築主義との距離～

最後に、我々は構築主義的視点を用いて「排除」を定義づける事によって生じてくるであろう問題について論じなければならない。それは、クレームを行なう主体としてどのようなものかを考えることができるのかという問題であり、さらに、その中で社会学者はどのような位置を占めるべきであるのかという問題である。

【クレーム主体】

「排除」に関するクレーム主体として、我々はまず第一に実際に自らが「排除されている」と主張する人々を考えることができる。彼らは、排除されることに伴う自らの不利益や支払われるべき尊厳を求めてクレームを行なう。

構築主義が、あくまでもいわゆる社会問題をめぐる活動をその議論の対象としている場合は、「クレーム主体＝当事者（インタレスト・グループ）」という図式にそって議論を進めることに、大きな問題は生じてこないかもしれない。しかし、「排除」をめぐる議論の場合、我々はクレーム主体としてもっと様々な可能性を視野に入れる必要が生じてくる。なぜならば、「排除」の対象者となる人々は、しばしばクレームすらできない状況におかれているのであり。また、

クレーム能力を持たない存在こそが、容易に「排除」対象とされてきたという現実があるからである。例えば、重度の精神障害をかかえ、人とコミュニケーションする事さえ困難な人々は、上記のような定義の中では永遠に自らのおかれている状況に対してクレームを行なうことができないということになる*14。

したがって、我々は同時に直接的には「排除」の対象にはなってもおらず、それによってなんらかの不利益もこうむっているわけでもないにかかわらず、ある「排除」が存在することに関してクレームを行なう人々の存在も認める必要があると思われる。人は、ある種の「感受性」を共有することによって、必ずしも自らが排除されていなくとも「排除する－される」という関係に関してクレームを行なう主体となり得ると考えられるからである。次の、ボランティアの青年の発言の中にその難しさと同時に可能性を見ることができる

車椅子なんかを押していてときどき戸惑うのは、通りすがりの人や電車に乗り合わせた人たちから、にこにこっと笑顔で会釈されるときなんだ。こっちもつついお辞儀を返してしまうんだけど、考えてみたらおかしなもんだね。だってこっちはたまたま友達が障害者だって言うだけなんだから
[石川 他、1986b, p.17]。

人が彼に対して微笑むとき、それには彼に対する「立派なことをやっていますね」とか「いまどきの若者には珍しい」という肯定的評価が表わされている。しかし、介助者のなかに「社会正義の実現をめざした自己犠牲」あるいは「弱きものいたわり助ける人間的あたたかさ」を見て取るこの態度表明には、同時に介護の対象と

なっている人を「弱きもの」「他人の援助がないと生きていけない不完全な存在」とする否定的なまなざしが入り込んでいるのである〔石川、1986a, p.35, 水津、1990, pp.87-101〕。このような視線あるいは態度は、しばしば容易に「排除」の共犯者とはなりえても〔佐藤、1990〕、クレーム主体とはなり得ないだろう。このようなまなざしに対して、上記の青年は異議を唱えているのである。彼のこのような関わりの中に、我々は「感受性」の可能性を見て取ることができるのではないだろうか。

【過程への参加者としての社会学者】

さらに、我々は上記のクレーム主体をめぐってもう一つの問題を論じておかななくてはならない。それは、社会学者はクレームに関してどの様に位置づけられることができるかという問題である。

社会問題に対する、従来の社会学者の関わり方についてキツセとスペクターは、次の三つを区別している。それは、①専門家グループのメンバーとしての社会学者、②社会問題の参加者としての社会学者、③社会の普通のメンバーとしての社会学者である。

①の専門家グループの社会学者とは、なんらかの分野の社会的現象を扱う専門家として大学内に、あるいは研究所内に独占的な職場を求める職業人としての社会学者である。専門家としての地位を求める者は、自らの能力がある特定の分野に関して特権的な役割を持つのであり、またその方法（技術）について、他の専門職とは異なる独自性を持つことを主張しなければならない。それは、社会科学の諸分野の創立者たちが名高い改革者であったということを思い起こすことによっても知ることができる。彼らは、社会学が社会の道徳的な改革に対して独自の役

割を果たすことができること、そしてその方法が他の学問的分野（例えば心理学）とは一線を画すことを主張して、大学内にその職業的地位を得たのである。

——右のケースこそ、心理学というものを理解社会学の究極の「基礎」と考えることの誤りを明らかにするものである。——ある行為が、期待される結果にとってプラスであるか否かを誰かが合理的に考慮する場合、また、その結果に相応しい決定を行なう場合、それに心理学的考察を加えたところで、少しも理解が深まりはしない。むしろ、社会学——経済学を含む——はこうした合理的前提の上に、その法則の大部分を立てているのである〔Weber, 1922=1980, pp.30-31〕。

「職業としての社会学者」は、社会問題に対する関わりの中で、それに対する見解と同時にそれに対する専門性の宣言を含み込ませてきたのである。

また、社会学者は専門分野のメンバーとして大学内で自分たちの分野の利害を擁護するために活動するだけでなく、専門職のメンバーの一人としてより広い社会の中で社会問題活動に参加する。その際社会学者は、その問題あるいはその問題を構成する一側面に対する「専門家」としての役割を求められる。すなわち、特定の問題について偏見のない客観的な立場から、ほかの人々は気づいていない「潜在的問題」を発見するのである〔Merton, 1966=1969〕。

①と②の様な立場に立つならば、定義論レベルの問題すなわちなんらかの社会問題に関するクレームに関して、社会学者にたいして他の人々とは異なった特権的な地位を求める事になるだ

ろう。しかし、これは構築主義が主張する徹底的な主観主義と矛盾する。論理的な一貫性を保つためには、社会学者自体をも社会問題を構成する一要素として、分析の対象としなければならないのである。

社会学者は、大学内に地位を求めた専門家として、ある社会問題を検討する委員会のメンバーとして、新聞紙上に登場するコメンテーターとして、社会問題の構成に参加している存在として、構築主義の分析対象とされる。すなわち、構築主義的分析を行なう社会学者は、クレーム過程に関わるすべての存在を相対化するところ（専門家でもなく、参加者でもないところ）に自らを位置づけなくてはならないのである。

【クレームと社会学者】

それでは、社会学者は「排除」（あるいは差別的現象）の様な道徳的な問題をはらむ社会現象に関して何もいうことができないのであろうか。そんなことはない。我々は社会学者であると同時に、社会の普通のメンバーであるところの一市民である。社会学者は、さきに論じたように「排除」に関して「感受性」を共有する一市民として（一市民としてのみ）、クレーム主体となる可能性を有しているのである。

しかし、このような立場をとることによって、我々は構築主義のみによってたつことのできない一つの現実と直面することになる。上記のような立場に立つならば（これは構築主義的な視点から引き出されてきた見解であるのだが）、社会学者はある「排除」を分析対象とするとした時点で、社会学者という立場以前に一人のクレーム主体としての立場を既に選択している、という事に必然的にならざるを得ないからである。その理由は、我々が理論的思考の対象として「日常生活世界」を選びとった際に自らの中に

生じる亀裂について考えるならば明らかであろう。

構築主義は方法論上の一貫性を確保しているという点で、我々が既に示したような多くの分析上の利得をもたらしてくれる。社会学者は、クレーム主体としてはなんら特権的な存在ではないことを我々に示してくれたのも、構築主義的な視点であった。構築主義は、社会学者に一貫した理論的態度を保証してくれるのである。しかし、いみじくもシュッツが指摘しているように、一貫した理論的思考の世界に住み込むということは、社会学者に「生ける現在」からの撤退を要請することになる。

——理論的な思考者が理論的態度のうちにとどまっている間、彼は、私やあなた、ピーターやポール、そしてありとあらゆる人々が、言葉では表現できない錯綜した知覚を持ち、行為し、労働し、計画し、悩み、希望をもち、生まれ、そして死んでいく——つまり分割されえない自己として、その十全たる人間性において自らの生を営んでいる——日常生活世界を、原的に体験したり直接性において把握することはできないということである[Schutz, 1962=1983, pp.68 - 69]。

一方、現実には先にも述べたように、「排除」の当事者でないならば我々はある種の「感受性」によってしかクレームを行なうことはできないのであり、社会学者が、必ずしもある「排除」の当事者でないにもかかわらずある「排除」の存在を認めるということは、必然的にクレーム主体としての立場を選びとっているということになる。これは、彼が「生ける現在」の中で一つの関わりを選びとったことを意味する。社会

学者は、定義レベルで専門家としての特権的な地位を自覚的に捨て去ったと同時に、別の責任を引き受けていかななくてはならない事になるのである。

さらに、社会学者は、自らが行ったクレームのために、あるいはそれに引き続く社会問題構成の一連の過程の中で、他の人々とは異なる技術・方法を用いる事になるであろう（それを用いない彼は社会学者ではないからである）。その意味で、彼は「排除」をめぐる社会的相互作用過程に参加する一つの存在とならざるを得ない。すなわち、「排除」を分析対象とする社会学者は、一人の市民としてクレームし、専門家として過程に参加するプロセスに必然的に巻き込まれていくことになるのである。

これは、構築主義的な見解（日常生活世界との関わり方）と矛盾するものなのだろうか。私見によれば、構築主義はこの様な「過程の参加者としての社会学者」の存在を決して否定するものではない。大きな困難を伴うかも知れないが、それとの共存をめざすものであると考えたのである。

クレームを試みた社会学者は、「排除」対象者に対するある種の「感受性」を持ち、社会学をとおして彼らとまさに「生ける現在」を共有しようと試みている存在なのである。それなくしては、その過程に巻き込まれた人にとってきわめて深刻な事態である「排除」のような現象を扱う力を、社会学は持ち得ないであろう。しかし、同時に社会学は単なる闘争者になってしまったときその存在意義を失うというジレンマを持つ。なぜなら、社会学は価値をも相対化する視点を既に身につけてしまっているからである。「過程への参加者」としての社会学者の存在を、この様に常に相対化することを社会学（者）自らに要求してくるのが構築主義である

とするならば、我々はやはりそれから逃れることはできない。一度口にしたりんごを捨て去ることはできないのである。

すなわち、我々は「排除」という対象に社会学者として接近していく中で、「一市民」としての責任、我々の言うところの「感受性」を言葉に置き換えていく「専門家」としての役割、そして自らを含めそれらを相対化した視点からとらえる「構築主義者」、という三つの分裂した存在を自らの中に引き受けていかななくてはならないことになる。

それは、困難を伴うものであり、常に完全な形では成し遂げられないものかもしれない。しかし、ドン・ファンがカズタネダに言ったように、我々は「根をもつことと翼をもつこと」を自らの中で一つのものとする事を、試み続けていかなければならないのである。

6 小括

以上、社会現象としての「排除」を、社会的な分析対象としてどの様にとらえることが可能であるかについて構築主義的な視角を用い若干の議論を試みてみた。「排除」とは、「排除された側」の人々、あるいは直接その「排除」の対象とならなくとも、その関係性に対する「感受性」を共有し得る人々からの「排除する側」への「クレーム(claim)」によって初めて社会現象として成立する。構築主義とは、それを一つの過程とみなしそれ自体を分析対象とするのであった。

我々、社会学を学ぶものは、社会学という特権的な地位からではなく、社会に住み込んで一人の市民として告発をおこなう資格を持つだろう。それは、我々がある社会現象に対して

問を発する際に生じるであろう責任が軽減されることを意味するものではない。社会学を道具とする者は、一定の「排除」に対するクレームを（一市民として）発したとたんに、社会学を通してそれと関わらざる得ない状況に入っていく。そして、そこに入っていく事は、「生ける現在」の中にいる自らの存在と、社会学者としての存在との間に生じてくる揺らぎを「矛盾」としてではなく、「責任」として受けとめることを意味するのである。我々は、その「責任」を真摯な態度で受けとめる必要がある。「生ける現実」に対する根を失ったとき、我々は日常的でミクロな相互作用の中での「排除」に対するまなざしも失ってしまう事になるからである。

これらの前提にたった上ではじめて、我々はそのクレームを行なわざる得なかった状況の分析を、社会学的な手段を用いて行なうことが可能であると考え。クレーム=告発とは、「排除」されている人々が、自らに対して一方的に強要されているある種の認識の「覆い」をはねのけ、彼ら（我々）の「個人的現実」を正当なものとして主張する営みである。そこでは、ある種の「感受性」の共有が主張されているのである。たとえ社会学が告発を行なう特権を持たずとも、社会学を学ぶものは、誰かが行なったクレームあるいは一市民としての自らの告発に基づいて、気づかずに行使されているこの認識の「覆い」に自体にアプローチすることはできる。それを可能にしている社会を分析し、その「覆い」の構造を暴き出す方法論を持っているのである。我々は、社会学がこの「感受性」の共有の可能性をさぐるために、なんらかの役割を果たすことができると考える。

<註>

*1「ビーグル号航海記」におけるダーウィンの次のような言葉が、この種の問題を、規範や道徳の問題として語ることの限界を雄弁に語っている。

私はリオ・デ・ジャネイロの近くで、自分の女奴隷の指をつぶすためにネジ釘を用意していた老婦人の向いに住んでいた。また、毎日、絶え間なく、ののしられ、ぶたれ、酷使され、そのためにこの最低動物の心が破壊されるほどになった若い召使がいる白黒混血児がいた家に滞在したことがある。きたないコップを私に手渡したために（私がとめるまで）馬用のムチでぼうず頭を三度もたたかれた六、七歳の少年に出会ったことがある。……こうした行為は、自分自身を愛するように隣人を愛せよと説き、神を信じ、神の御心が地上に行なわれることを祈る人々によってなされ、大目に見られている。自由への高慢な叫びをあげる我々イギリス人や我々から派生したアメリカ人たちがそうした罪を犯してきたし、また犯していることを思うと、血が煮えたぎり、心が震える [Darwin, C., → Gould, S. J., 1989=1981]。

また、ミルグラムの実験は、我々が「自らが準拠しているはずの価値規範を、ある状況においてしばしば容易に捨て去ることができることができる」という事実を、限定的な形であるとはいえ提示してくれる [Milgram, S., 1974=1975]。

*2最近（1991年）では、西武線東久留米駅の近くでの精神障害者の人たちのための通所施設（作業所）建設が、地元の商店街らの反対によって不可能になった例がある。

*3「状況」と「定義」の区別、あるいは理論上での取り扱いに関しては、Woolger と Pawluch が構

築主義者の見解に関して異論を唱えているが、それに対してはシュナイダー[Schneider, 1985] とキツセ・スペクター[Kitsuse, J. I. & Spector, M., 1977] が反論を行なっている。

* 4「構築主義アプローチ」においては、社会問題の分析にあたって「自然史モデル」を使用する。例えば、ブルーマーは、社会問題が生成発展あるいは消滅する相互作用プロセスを5つのステージに分けて分析する枠組みを提出している。それは次のように概念化されている。①社会問題（と想定される事象）の出現（the emergence of a social problem）、②社会問題の社会的承認（the legitimation of the problem）、③問題に関する社会的活動の動員（the mobilization of action with regard to the problem）、④問題に対する公の活動〈方針〉の構成（the formulation of the official plan of action）、⑤実際の施行における計画の変形（the transformation of the official plan in its empirical implementation）[Blumer 1971]。キツセはこの自然史モデルを「分析的帰納法」[Znaniecki, 1934=1978]に基づいて「発見的」に用いることによって、社会問題の発展生成の過程を分析することを主張する。

しかしここでより重要であると思われることは、社会問題に関する一定の普遍的な発展あるいは消滅の「段階モデル」を同定する事がその目標ではないということである。実際、この「自然史」という概念は、近年の「構築主義」の議論の中ではあまり重要な位置を占めていないとの報告もある [中河、1990]。この分析上の概念枠組みにそって、ある社会的な主体によってクレイムされた「社会問題と想定される事象」が、異なる社会的主体間の相互作用のなかで、様々な「社会的に共有される手段」を用いることによって（ここでは、一定の価値さえもが共同主観化された一つ的手段とみなされる）、維持され制度化される過程、あるいは消滅（忘れ去られる）過程が分析される事がここでの目標なのである。

* 5 拙稿、1991, pp.87-101 を参照。

* 6 その運用が、相互作用場面における規範の一方的な破棄を引き起こすようなものとして一定の人々に共有されている類型化カテゴリーを、以後「逸脱（排除対象）カテゴリー」と呼ぶことにしたい。逸脱（排除対象）カテゴリーをめぐる詳細な議論は、拙稿、1990 を参照。

* 7 状況的な規範とは、構築される相互作用場面において状況的にその場への参加成員を拘束すると考えられる規範である。

* 8 このクレイムは、異なる形で行なわれる可能性もある。すなわち逸脱（排除対象）カテゴリーの付与そのものに対するクレイムである。

* 9 しかし、正当性をめぐる抽象度の高い規範自体も、「排除」（差別・偏見）を論じる上で議論の対象とならざるえない。例えば、女性差別をめぐる「平等と異質性」という主題は、解放戦略上しばしば「性差があるのか否か」「性差を最大化したところに解放の目標をおくのか、性差を最小としたところに解放の目標をおくのか」という形で議論の対象となる [江原、1988, pp.118-143]。

* 10 例えば、ある障害を持つ人の次のような何気ない言葉のなかにその可能性が潜んでいたりする

ただでさえ色眼鏡でみられている我々障害者が、その上に今度は被差別部落民と同一視されることになって…… [柴谷、1989, pp.105]

しかし、一方、現在被抑圧的な立場からの解放をめざす多くの人々が、今ではこの様な偏狭な視点から自由になっている事を忘れてはいけない。

* 11 この点に関しては、マクロなレイベリング過程を問題にするものとして、すなわち「一定の逸脱（排除対象）カテゴリーがどの様に（人々に共有される社会的な知識として）社会的に構築されていくのか」、に関する議論が幾つかなされている。例えば、

大村は逸脱（排除対象）カテゴリーを社会的に確定するものとして「刑法」をとりあげ、その制定過程を分析することを試みている。また、R. A. Scott は盲人に対してその社会史的研究を行なっている。

* 12 坂本は、これを「解釈パラダイム」をめぐる問題と重ね合わせて議論している [坂本、1989, pp.267-280]。

* 13 一般に構築主義的なアプローチによる議論は、

この領域をその対象としている。

* 14 例えば、胎児にかわってその生存権を主張する主体があって初めて「堕胎」は社会問題となるし、社会学的な分析対象として認めることが可能になる。自らの意志を表示できない重度の身体障害者にもこの議論はあてはまる。したがって、この論点はこの種の議論にとってきわめて重要なものである。

参考文献

- Becker, H. S. 1960 "Notes on The Concept of Commitment", *American Journal of Sociology* 66: 32-40.
-----1963 *Outsiders*, =1978 村上直之 (訳) 『アウトサイダーズ』, 新泉社。
- Berger, P. L & Luckmann, T. 1967 *The Social Construction of reality: A Treatise the Siciology Knowledge*, =1986 山口節郎 (訳) 『日常世界の構成』, 新曜社。
- Billings, D. B. & Urban, Thomas. 1982 "The Socio-Medical Construcion of Transsexualism: An Interpretation and Critique", *Social Problems* 29-3: 266-282.
- Blumer, H. 1971 "Social Problems as Collective Behavior", *Social Problems* 18 (Winter): 298-306.
- Coser, L. A. 1956 *The Functions of Social Conflict*, =1978 新 睦人 (訳) 『社会闘争の機能』, 新曜社。
- 江原由美子 1988 『フェミニズムと権力作用』, 勁草書房。
- Gibbs, J. P. & Erickson, M. L. 1975 "Major Developments in The Sociological Study of Devience", *Annual Review of Sociology*(1): 21-42.
- Gould, S. J. 1981 *The Mismeasure of Man*, =1989 鈴木善次・森脇靖子 (訳) 『人間の測りまちがい——差別の科学史』, 河出書房新社。
- 宝月 誠・大村英昭 1979 『逸脱の社会学』, 新曜社
- 石川 准 1986a 「自立生活運動のフレーム分析に向けて」, 『ソシオロギス』(10) : 12-23, ソシオロギス編集委員会。
- 石川 准 (他) 1986b 「障害者・介護者・オーディエンス——障害者の『自立生活』が抱える諸問題——」, 『解放社会学研究』(1): 29-41, 明石書店。
- Kitsuse, J. I. 1964 "Social Reaction to Devient Behavior: Problems of Theory and Method", Becker, H.(ed), *The Other Side: Perspectives on Devience*, : 87-102, The Free Press of Glencoe, New York.
- Kitsuse, J. I. & Spector, M. 1977 *Construction Social Problems*, =1990 村上直之 (他訳) 『社会問題の構築』, マルジュ社。
- Lynch, M. 1984 "Accomodation Practice: Vernacukar Treatment of Madness", *Social Problems* 31-2:

152-164.

- Merton, K. 1966 *Social Problem and Sociological Theory*, =1969 森 東吾・東 好夫 (訳) 「社会問題と社会学理論」, 『社会理論と機能分析』, 青木書店。
- Memmi, A. 1962 *Portrait d'un Juif*, =1980 菊池昌實・白井成雄 (共訳) 『あるヤダヤ人の肖像』, 法政大学出版社。
- 三谷鉄夫 1988 「概説 日本の社会学 社会問題」, 『リーディングス 日本の社会学 社会問題』(11): 3-10.
- 中河伸俊 1990 「クレーム申し立ての社会学——構築主義の社会学理論の構成と展開 (下)」, 『富山大学教養学部紀要』23(2): pp.49-79.
- Rain, P. 1975 "Imputation of Deviance: Retrospective Essay on The Labeling Perspective", *Social Problems*, 23(Oct.): 1-11.
- 坂本佳鶴恵 1986 「社会現象としての差別」, 『ソシオロギス』(10): 24-37, ソシオロギス編集委員会。
- Sartre, J. P. 1954 *Reflexions Sur La Question Juive*, =1956 安堂信也 (訳) 『ユダヤ人』, 岩波書店。
- 佐藤 裕 1990 「三者関係としての差別」, 『解放社会学研究』(4): 77-87, 明石書店
- Scott, R. A. 1969 *The Making of Blind Man*, Russel Sage.
- Schneider, J. W. 1985 "Defining The Definitional Perspective on Social Problems", *Social Problems* 32(Feb.): 232-234.
- 1985 "Social Problem Theory: The Constructive View", *Annual Review of Sociology*(11): 209-229.
- Schutz, A. 1962a *Collected Papers 1: The Problem of Social Reality*, Natanson, M(ed), =1983 渡辺 光 (他訳) 『社会的現実の問題 [1]』(アルフレッド・シュッツ著作集 1), マルジュ社。
- 1962b *Collected Papers 2: The Problem of Social Reality*, Natanson, M(ed), =1983 渡辺 光 (他訳) 『社会的現実の問題 [2]』(アルフレッド・シュッツ著作集 1), マルジュ社。
- 柴谷篤弘 1989 『反差別論——無根拠性の逆説——』, 明石書店。
- 水津嘉克 1990 『社会的相互作用場面における排除』, 東京大学社会学研究科修士論文。
- Troyer, R. J. 1989 "Are Social Problems and Social Movements the Same Thing?", Holstein & Miller(eds), *Perspectives on Social Problems vol.1*, Greenwich, CT: JAI Press.
- 土田英雄 1988 「社会解体論——都市の解体地区」, 四方壽雄 (他編) 『現代の社会病理学』: 144-157, 学文社。
- Warren, C. A. B. & Johnson, J. M. 1972 "A Critique of Labeling Theory", Douglas, J. D. & Scott, R. A.(ed.), *Theoretical Perspectives on Deviance*: 69-92, Basic Books, Inc.
- Weber, M. 1968 "Wissenschaft als Beruf", =1980 尾高邦雄 (訳) 『職業としての学問』, 岩波書店。
- Znaniecki, F. 1934 *The Method of Sociolog*, =1978 下田直春 (訳) 『社会学の方法』, 新泉社。

(すいつ よしかつ)